

## 保険課からのお知らせ

# 国民健康保険税の全期前納報奨金制度を廃止します

国民健康保険税の納期前納付による前納報奨金制度は、市税の条例改正に伴い平成19年度から廃止することとなりました。なお経過措置として、平成18年度に限り前納報奨金の交付率を現在の「100分の0.4」から「100分の0.2」に引き下げて交付します。これまで、この制度の運用にご協力をいただいた皆様には感謝を申し上げますとともに制度の廃止については、ご理解のうえ今後も納期内納付になお一層のご協力をお願いします。

問合せ 保険課保険税係 ⑥(内線266、368)

## 国民年金からのお知らせ

### 学生納付特例制度の申請はお早めに

4月から学生になった人や前年度に引き続き平成18年度の学生納付特例を希望する場合は、申請（平成17年度中の申請は平成18年3月分までの承認のため）が必要です。年金手帳・印鑑・学生証または在学証明書（コピー可）を持参のうえ、年金係窓口で申請を行ってください。保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。申請はお早めに。

また、平成18年3月末に卒業した人で、4月分以降の国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請（所得審査があります）により納付が免除される『免除制度』や、納付が猶予される『30歳未満の若年者納付猶予制度』があります。詳細については年金係に問い合わせてください。

問合せ 市民課年金係 ⑥(内線268、370)

平成18年4月より

### 障害基礎年金と老齢厚生年金等 との併給が可能となりました

なお、対象は障害基礎年金の受給権者のうち、65歳に達している人となります。

新たに障害基礎年金と併給可能となった年金

老齢厚生年金、遺族厚生年金、退職共済年金、遺族共済年金

今までの制度では、障害基礎年金と老齢や死亡を支給事由とする年金とは併給できないことになっていました。

障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の受給権を有する65歳以上の年金受給権者であって、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の併給を選択することにより支給額が高くなる場合については、社会保険業務センターから5月中旬にその旨のお知らせが送付される予定です。退職共済年金や遺族共済年金の受給権者にはお知らせは送付されませんので、社会保険事務所へ確認してください。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル 0570-07-1165』まで。